

ISSUE BRIEF

欧米主要国の国会議員年金制度

アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ -

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 445 (March 26.2004)

はじめに

1. アメリカ

- (1) 年金制度の体系
- (2) 連邦議会議員の退職年金制度
- (3) 退職年金の給付の状況

2. イギリス

- (1) 年金制度の体系
- (2) 国会議員の退職年金制度
- (3) 退職年金の給付の状況

3. フランス

- (1) 年金制度の体系
- (2) 国会議員の退職年金制度
- (3) 退職年金の給付の状況

4. ドイツ

- (1) 年金制度の体系
- (2) 連邦議会議員の退職年金制度
- (3) 退職年金の給付の状況

<付表> アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・日本の
国会議員退職年金制度

政治議会課

さいとうじゅんこ
(齋藤純子)

調査と情報
第 4 4 5 号

はじめに

公的年金制度の改革が論議されるなかで、公的年金制度の体系に包摂されていない国会議員年金制度にも国民の関心が集まっている。

わが国の国会議員年金制度は、正式には「国会議員互助年金」制度と称し、国会議員互助年金法（昭和33年制定）を根拠法規とする。同法は、国会法第36条の「議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。」という規定に基づいて制定されており、互助年金は退職金の代わりに導入されたものである。

国会議員年金制度は、国民年金制度に先行して創設され、基礎年金が導入された公的年金制度体系の再編成の際にも統合されず、互助年金という独自の性格を持ち続けている。公的年金の一元化以降、国会議員にも国民年金制度（一階部分）が強制適用となったが、国会議員年金は、現在でも公的被用者年金として扱われていないため、他の公的被用者年金（二階部分）との調整がなく、地方議員年金の併給も可能である。

とはいえ、国会議員互助年金制度は、公的年金制度と比較して 受給資格要件が緩やかであること（在職10年以上） 給付額が大きいこと（歳費の3分の1以上6割以下：412万円～741.6万円） 給付財源の不足が国庫負担で賄われていること（現在、約7割）が問題点として指摘されている。

諸外国の状況を見ると、国会議員の待遇は戦後改善が進み、ほとんどの先進国には、引退後の所得保障、議員活動の自立性の確保、議員の引退と新規参入の円滑化等を目的として、現在では議員のための退職（老齢）年金制度又は議員も加入できる退職（老齢）年金制度が存在しており、国民一般のための制度よりも有利な給付を行っている場合が多い。例外的に議員年金制度が存在しない国又は議会としては、イギリス上院（貴族等の終身任命制）、ドイツ連邦参議院（各州政府の代表で構成）の他、「民兵議会」と称せられ、市民の副業として議員活動が行われるスイス議会（上下両院）などが挙げられるにすぎない。

本稿においては、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの国会議員のための退職（老齢）年金制度の仕組みを概観する。なお、付表として、これら各国と日本の制度の比較対照表を巻末に掲載した。

1. アメリカ

(1) 年金制度の体系

アメリカには基礎的な公的年金の制度として、1935年制定の社会保障法に基づき創設された「老齢・遺族・障害保険制度」(OASDI: Old-Age, Survivors and Disability Insurance)（通称「社会保障」(Social Security)）があり、現在は、原則として全就業者が適用対象となっている。連邦公務員については、1920年の公務員退職法¹により独自の退職年金制度が設けられていたため、当初、適用除外とされたが、1983年の社会保障法改正により、連邦議会議員を含む連邦公務員も、1984年から加入を義務づけられることとなった。これに伴い、1986年の連邦職員退職制度法により「老齢・遺族・障害保険制度」(OASDI)との調整を行った新制度が創設された。

「老齢・遺族・障害保険制度」(OASDI)の老齢年金（一階部分）は、基本的には、拠出

¹ 連邦議会議員は、1946年の公務員退職法改正によってはじめて公務員退職年金制度の対象となった。

額に従って給付額が決定される所得比例年金であるものの、所得の低額部分ほど所得代替率が大きくなるように設計されているため、中高所得者にとっては所得代替率が低く給付が不十分である。そのため、中高所得者の場合、雇用主提供年金 = 企業年金（二階部分）個人貯蓄（三階部分）によってこれを補い老後の生活を支えるのが通例となっている。

図 アメリカの年金制度（民間部門及び連邦公務部門）



（出典）著者作成。

（２）連邦議会議員の退職年金制度²

(i)現在の基本加入パターン

連邦議会議員（1984年以降に初当選した者）は、連邦公務員のための雇用主提供年金である「連邦職員退職制度」(FERS: Federal Employees' Retirement System)に加入することができる（任意加入）。この場合、連邦議会議員の年金は、老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)の老齢年金、連邦職員退職制度(FERS)の基本給付、積立貯蓄制度(TSP: Thrift Savings Plan)の三つの部分によって構成される。なお、連邦職員退職制度(FERS)では、連邦議会議員は、法律執行官や航空管制官等と同様に、受給要件及び受給額等に関して、一般の連邦公務員より優遇されている。連邦職員退職制度(FERS)に加入しない場合には、強制加入である老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)のみの加入となる。

「老齢・遺族・障害保険制度」(OASDI)の老齢年金

< 拠出 > 本人：歳費の6.2%、雇用主（＝連邦議会）：歳費の6.2%

ただし、対象となる歳費額は、最高87,900ドル（2004年）まで。

< 給付 > 連邦議会議員のように対象限度額以上の歳費を得ていた新規退職者の場合、満額受給額は年21,900ドル（2004年）

< 受給要件 > 満額年金受給のためには40四半期（＝10年）の加入が必要。

受給開始年齢は65歳4ヵ月（2004年。段階的に67歳に引上げ中。）

² この部分は、Patrick J. Purcell, *Retirement Benefits for Members of Congress*, Updated January 14, 2004(CRS Report for Congress, Order Code RL30631)に全面的に依拠している。

連邦職員退職制度(FERS)の基本給付

< 拠出 > 本人：歳費の 1.3%、雇用主 (= 連邦議会)：歳費の約 15.8%

< 給付 > 受給額は、基準歳費及び在職年数によって決まる。基準歳費とされるのは、在職中に受け取った歳費のうち、連続する最高 3 年分の歳費 (通常、退職直前の 3 年分の歳費³となる。) の平均額である。

在職年数が長くなるほど年金給付額は増えるが、1 年あたりの給付の増加率 (これを年あたりの年金給付発生率という。) は、在職 1 年目 ~ 20 年目については 1.7% であるが、21 年目分からは 1.0% となる。すなわち、

在職 1 年目 ~ 20 年目についての年金給付額 = 基準歳費 × 1.7% × 在職年数

在職 21 年目以降についての年金給付額 = 基準歳費 × 1.0% × (在職年数 - 20)

として計算し、在職 21 年以上の場合は、上段と下段の結果を合計する。

満額年金の最低額は、在職期間 5 年の場合で、基準歳費の 8.5% (= 1.7% × 5) である。

最高限度額に関する定めはない。

< 受給要件 > 満額・退職即時受給が可能であるのは、以下の場合である。

在職期間(連邦公務員の期間も算入可)が 5 年以上かつ満 62 歳に達したとき。

在職期間が 20 年以上かつ満 50 歳に達したとき。

在職期間が 25 年以上あるとき。

在職期間が 10 年あれば、満 55 歳から減額受給も可能である。この場合、受給額は、標準退職年齢である 62 歳と受給開始年齢との格差 1 歳につき 5% ずつ減額され、55 歳で受給を開始すると基準歳費の約 11% となる。

積立貯蓄制度(TSP)

年金給付を補足するために、すべての連邦公務員に個人貯蓄制度が用意されている。民間企業の被用者に提供される 401(k) プランと同様の確定拠出型プランである。

連邦職員退職制度(FERS)の加入者には、以下のとおり有利な条件で提供されている。

< 拠出 > 本人は、歳費の 14% (ただし年間限度額 13,000 ドル) まで拠出することが認められている。雇用主である議会は、自動的に歳費の 1% を拠出し、さらに本人の拠出に応じ歳費の 5% を上限としてマッチング拠出を行う。すなわち、本人分と雇用主分を合わせて最高 19% まで拠出が可能である。

拠出金及び投資益には、引き出しの時点まで課税されない。

< 給付 > 給付額は、拠出額及び当該口座の運用状況による。一時金又は一定期間の定期年金として受給するか又は終身年金を購入することができる。また、一部を一時金として受け取り、残りを年金として受け取ることも可能である。

(ii) 旧制度の加入パターン

1983 年末までに初当選した議員には、旧制度である「公務員退職制度」(CSRS : Civil

³ 歳費は 2002 年が 150,000 ドル、2003 年が 154,700 ドル、2004 年が 158,100 ドルであるので、2004 年末に退職する議員の場合、標準報酬はこの 3 年分の平均で 154,267 ドルとなる。前掲注(2)の CRS レポートでは 2004 年の歳費を 157,000 ドルと記しているが、その後、1 月 23 日の Consolidated Appropriations Act(P.L.108-199) の成立により 158,100 ドルに引き上げられた。この間の事情については、Patrick J. Purcell, *Federal Employees: Pay and Pension Increases since 1969*, Updated February 9, 2004(CRS Report for Congress, Order-Code 94-971)に詳しい。

Service Retirement System) が適用されていた。旧制度加入者には、1987年及び1998年の「開放期間」中に新制度(FERS)への移行が許されたが、旧制度にとどまった者が多い。

旧制度への加入を継続した議員の年金制度は、(I)老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)と公務員退職制度(CSRs)の重複加入⁴、又は、(II)公務員退職制度オフセット(CSRs Offset)プランのいずれかとなる。

公務員退職制度(CSRs)の加入者も、積立貯蓄制度(TSP)に加入し歳費額の9%まで拠出することが認められているが、連邦職員退職制度(FERS)の加入者と異なり、雇用主のマッチング拠出は受けられない。

[旧制度の加入パターン(I)：重複加入]

「老齢・遺族・障害保険制度」(OASDI)の退職給付

<拠出> 本人：歳費の6.2%、雇用主(=連邦議会)：歳費の6.2%

ただし、対象となる歳費額は、最高87,900ドル(2004年)まで。

<給付> 連邦議会議員のように、対象限度額以上の歳費を得ていた新規退職者の場合、満額受給額は年21,900ドル(2004年)。

<受給要件> 満額年金受給のためには40四半期(=10年)の加入が必要。

受給開始年齢は65歳4ヵ月(2004年。段階的に67歳に引上げ中。)

公務員退職制度(CSRs)の退職給付

<拠出> 本人：歳費の8%、雇用主である議会：歳費の8%

<給付> 受給額は、基準歳費及び在職年数によって決まる。基準歳費とされるのは、在職中に受け取った歳費のうち、連続する最高3年分の歳費(通常、退職直前の3年分の歳費となる。)の平均額である。年あたりの年金給付発生率は2.5%となっており、FERSよりも高く設定されている。

$$\text{年金給付額} = \text{基準歳費} \times 2.5\% \times \text{在職年数}$$

<受給要件> 満額・退職即時受給が可能であるのは、以下の場合である。

在職期間 連邦公務員の期間も算入可が5年以上かつ満62歳に達したとき。

在職期間が10年以上かつ満60歳に達したとき。

満額年金の最低額は、在職期間5年の場合で、基準歳費の12.5%(=2.5%×5)である。

最高限度額は、最終歳費の80%とされている。これは在職期間32年で退職した場合の年金額にほぼ相当する。

以下の者は、早期減額受給も可能である。

在職期間30年以上の退職者

在職期間25年以上の、辞職・除名以外の理由(任期満了、落選による引退を含む。)による退職者

在職期間20年以上かつ満50歳以上の退職者

在職9議会期(一議会期=2年)の退職者

⁴ 連邦議会議員の場合、1983年末までに初当選した議員を含め全員が、老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)への加入を義務づけられたため、重複加入の事態が生じる。連邦公務員の場合、公務員退職制度(CSRs)に残留した者には、老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)への加入義務はない。

【旧制度の加入パターン(II)：公務員退職制度オフセット (CSRS Offset)プラン】

公務員退職制度 (CSRS)は、本来それだけで老後の生活保障を行うように設計された制度であるため、これに加えて老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)に加入した場合には、拠出・給付の双方とも過大となる。そこで、拠出及び給付の額を割り引く公務員退職制度オフセット (CSRS Offset)プランが用意された。旧制度に残留した議員の多くがこちらのプランを選択している。

<拠出の特例> 本人：歳費の8%、雇用主である議会：歳費の8%

ただし、歳費のうち87,900ドルについて、本人分・雇用主分とも6.2%を老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)、1.8%を公務員退職制度 (CSRS)に振り分ける。87,900ドルを超える額にかかる拠出は、すべて公務員退職制度 (CSRS)に対して行う。

<給付の特例> 受給額は、 $\text{年金給付額} = \text{基準歳費} \times 2.5\% \times \text{在職年数}$ という計算式により算定されるが、議員在職期間に基づいて発生する「老齢・遺族・障害保険制度」(OASDI)の老齢年金の額が満62歳の時点から控除される。

(3) 退職年金の給付の状況

<財政> 公務員退職制度 (CSRS)においては、総費用は支払報酬総額の24.4%(2003年会計年度)と見積もられている。議員年金分については、そのうち8%ずつを被用者本人及び雇用主が負担しているため、残り8.4%相当額を国(財務省)が一般財源より支出している。FERSにおいては、必要となる費用はすべて本人及び雇用主の拠出によって賄われることとなっており、それ以外の国庫からの支出はない⁵。

公務員退職制度 (CSRS)及び連邦職員退職制度(FERS)は、合衆国行政管理予算局(U.S. Office of Management and Budget)が管理する「公務員退職・障害基金(Civil Service Retirement and Disability Fund)」という単一の基金で運営される。基金の財政状況を見ると、2002年会計年度において、収入801億ドル(うち被保険者本人の拠出40億ドル、雇用主である連邦機関の拠出107億ドル、利子収入359億ドル)、支出490億ドル(うち被保険者本人に対する年金給付407億ドル)で、累計して5,737億ドルの黒字となっている⁶。

2002年会計年度において、連邦公務員(総数262万人)のうち、34.5%が公務員退職制度 (CSRS)、65.5%が連邦職員退職制度(FERS)に加入している。また、本人受給者(総数175万人)のうち、91.1%が公務員退職制度 (CSRS)、8.9%が連邦職員退職制度(FERS)の年金を受給している。⁷

<受給者数と受給額⁸> 2002年10月1日現在、411人の元議員が公務員年金を受給している。そのうち340人が公務員退職制度 (CSRS)の年金を受給、71人が連邦職員退職制度(FERS)の年金(一部、CSRS加入期間についてはCSRSの年金)を受給している。公務員退職制度 (CSRS)の年金を受給している元議員は、平均在職期間20年、平均受給額55,788ドル、平均年齢77歳となっている。連邦職員退職制度(FERS)の年金を受給してい

⁵ Patrick J. Purcell, *Federal Employees' Retirement System: Benefits and Financing*, Updated June 6, 2003(CRS Report for Congress, Order Code 98-810), pp.13-14による。

⁶ Patrick J. Purcell, *Federal Employees' Retirement System: Summary of Recent Trends*, Updated January 23, 2004 (CRS Report for Congress, Order Code 98-972), p.14による。

⁷ 同上, p.11による。

⁸ 前掲注(2), p.2による。

る元議員は、平均在職期間 18.7 年、平均受給額 41,856 ドル、平均年齢 69.2 歳となっている。

<所得代替率⁹> 年金給付水準の適正さを評価する指標として、「所得代替率」がある。基準歳費（連続する最高 3 年分の歳費の平均額）に対する年金給付額の割合を所得代替率とすると、各給付の所得代替率は、おおむね以下のとおりとなっている。

老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)の老齢年金（満額受給の場合） 14.2%

公務員年金制度の退職給付

退職時の条件	公務員退職制度 (CSRS)	連邦職員退職制度(FERS)
在職期間*5 年以上、満 62 歳	12.5%	8.5%
在職期間 10 年以上、満 60 歳	25.0%	15.3%
在職期間 20 年以上、満 50 歳	42.5%	34.0%
在職期間 30 年以上、満 55 歳	75.0%	44.0%

(*連邦公務員としての在職期間も算入可。)

(出典) 前掲注(2), p.10 の Table 1 を基に、著者作成。

2 . イギリス

(1) 年金制度の体系

イギリスには一定の所得以下の者を除き全国民を対象とする国民保険(National Insurance)制度があり、その給付の一つとして、退職年金が支給されている。退職年金のうち基礎年金(basic component)は、定額制である。これに加えて、二階部分の年金として所得比例の国家第二年金 (state second pension.2002 年 4 月導入。旧・所得比例年金) があるが、一定の職域年金制度や個人年金制度、ステークホルダー年金に加入している場合は、適用除外を受けることもできる¹⁰。国会議員の場合、独自の年金制度があるため、適用除外とされる。なお、適用除外者には国民保険の保険料は割り引かれる。

二階部分の公的年金の水準が低いいため、企業年金と私的年金が発達している。

(2) 国会議員の退職年金制度¹¹

下院議員のための一種の職域年金制度として、1972 年議会等年金法(Parliamentary and Other Pensions Act 1972)に基づき年金制度が設けられている。下院議員の加入は任意であるが、非加入の意思表示をしない限り、自動的に加入者として扱われる。なお、貴族等の終身議員で構成される上院には、議員年金制度はない。

国民保険の基本年金

< 拠出¹² > 歳費のうち 4,628 ポンド ~ 30,940 ポンドについて

⁹ 同上, p.10 による。

¹⁰ イギリスの年金制度の最新動向については、岩間大和子「諸外国の二階建て年金制度の構造と改革の動向 - スウェーデン、イギリスの改革を中心に - 」『レファレンス』636 号、2004.1、pp.11-45 を参照。

¹¹ House of Commons Information Office, *Members' Pay, pensions and allowances*, December 2003, Factsheet M5, Member Series; *The Green Book: Parliamentary Salaries, Allowances and Pensions*, Department of Finance and Administration, House of Commons, June 2003; *PCPF: The MPs Pension Scheme, Brief Guide*, Pensions Unit, Department of Finance and Administration, House of Commons による。

¹² 国民保険は、医療を除くほとんどの給付をカバーする総合的な社会保険制度である。保険料の拠出も年金のみでなく国民保険全体に対する拠出となる。前掲注(10), p.20 参照。

本人：歳費の9.4%、雇用主（＝議会）：歳費の9.3%
歳費のうち30,940ポンドを超える額について

本人：歳費の1%、雇用主（＝議会）：歳費の12.8%

<給付> 単身者 4,027.44ポンド、夫婦 6,437.64ポンド（年額。2003年4月現在）

<受給要件> 男性65歳、女性60歳（退職を要件としない。）

満額受給には、有資格年（拠出年数）が就労年数（男性49年、女性44年）の約90%あることが必要。

通常、有資格年が10～11年あれば、拠出年数に応じた年金を受給できる。

議会拠出年金の退職給付

<拠出> 本人分：歳費の9%、雇用主（＝議会）分：歳費の7.5%

<給付> $\text{年金給付額} = \text{歳費（＝最終12ヵ月分）} \times 2.5\% \times \text{在職年数}$

ただし、本人の拠出額が歳費の9%に引き上げられたのは、2002年7月15日以降であり、それ以前は歳費の6%であった。引き上げの際に、希望すれば従来の拠出率である6%を継続することも認められた。この場合、年あたりの年金給付発生率（上記の乗率）は2%となる。

なお、給付額の上限は、他の年金制度からの給付を含めて、最終12ヵ月分の歳費の3分の2までとされる。

<受給要件> 即時満額年金を受給できるのは、65歳以上で退職する場合である。

在職期間が16年以上あるときは、それぞれ以下の年齢で即時満額受給が認められる。

議員在職16年以上：64歳

議員在職17年以上：63歳

議員在職18年以上：62歳

議員在職19年以上：61歳

議員在職20年以上：60歳

また、50歳以上で退職する場合には、減額年金の受給も可能である。

退職年齢が50歳未満である場合には、要件を満たすまで支給開始が延期される。

追加拠出制度(AVCs: Additional Voluntary Contributions Scheme)

年金給付額を増やすために追加して拠出することが認められている。ただし、通常の拠出と合わせて歳費の15%を上限とする。

(3) 退職年金の給付の状況

<財政> 議員年金制度は、「英国議会拠出年金基金」(PCFF: United Kingdom Parliamentary Contributory Fund)によって運営される。基金の事務執行受託者(Managing Trustee)として、現職議員8名及び年金受給者1名が任命されており、議会下院財務管理部がその事務局を務めている。

基金の財政状況については、毎年度の会計報告が、会計検査院の監査報告を付して公表されている。2001-02年度(2001年4月1日～2002年3月31日)の会計報告¹³によれば、本人分の拠出総額が271万ポンド、国の拠出総額が286万ポンド、他の年金制度からの年

¹³ Parliamentary Contributory Pension Fund Account 2001-2002, 22 May 2003, HC391.

金資産の移転が 214 万ポンドで、収入合計 771 万ポンドであるのに対し、年金給付総額が 1,230 万ポンド、その他事務費等を含めて支出合計 1,279 万ポンドとなっていて、年金拠出と給付の勘定では 508 万ポンドの不足となっている。しかし、投資勘定では 563 万ポンドの投資益が出ており、投資によって積立金が 1 億 7,727 万ポンド減少しているものの、なお残高 2 億 6,718 万ポンドである。

なお、追加拠出制度(AVCs)の運営についても、基金の事務執行受託者が責任を有するが、その拠出金は基金の資産とは別に運用される。2001-02 年度には 18 万ポンドの拠出に対し、33 万ポンドの給付が行われた。

<受給者数と受給額> 2002 年 3 月末現在の退職年金受給者の数は 493 人で、2001-02 年度の退職年金支給総額は 686 万ポンドである。平均受給額は 1 万 3,917 ポンドとなる。

3 . フランス

(1) 年金制度の体系

フランスの公的年金制度は一元化されておらず、職業活動部門別に非常に多数の年金制度が縦割りに並存している。すなわち、民間被用者のためには「一般制度」、公務員・鉱夫・船員等のためにはそれぞれ個別の「特別制度」、農業労働者のためには「農業制度」があり、さらに自営業者のためには、これも部門別に個別の「自治制度」がある。

これらの公的年金制度に加え、労働協約に基づく強制加入の補足退職年金（二階部分）があり、さらに税制上の優遇措置を利用した任意の再補足退職年金（三階部分）がある。

公的年金の額は、平均年間賃金の 50% を上限として設計されており、老後の所得保障として不十分であるため、ほとんどの被用者は、補足年金（二階部分）及び再補足年金（三階部分）によってこれを補っている。

(2) 国会議員の退職年金制度¹⁴

フランスには国会議員のための独立の年金制度があり、国会議員は強制加入となっている。上院議員のための「元上院議員退職独立金庫」は、1905 年 1 月 28 日の上院決議、下院議員のための「元下院議員年金金庫」は、1904 年 12 月 23 日の下院決議に基づいて創設され、それぞれ各院の管理のもとに置かれている。

上院議員年金

<拠出> 本人：歳費の 6%。在職 1～15 年目は倍額（歳費の 12%）拠出が可能。

議会上院：本人の拠出額の 2 倍

<給付> $\text{年金給付額} = \text{歳費} \times 2.25\% \times \text{在職年数}$

<受給要件> 53 歳以上かつ退職すること。

50 歳以上であれば、早期減額年金の受給も可能。

下院議員年金

<拠出> 本人：歳費の 7.85%。在職 1～15 年目は倍額（歳費の 15.7%）拠出が可能。

議会下院：本人の拠出額の 2 倍

¹⁴ “The Social Protection of Parliamentarians: Report prepared by Mrs Hélène Ponceau, Secretary General of the Questure of the Senate of France, adopted at the Havana Session(April 2001)”, *Constitutional and Parliamentary Information*, No.181, 1st Half-year-2001, pp.3-199 の国別表のフランスの部分(pp.83-96)による。

< 給付 > $\text{年金給付額} = \text{歳費} \times 2.25\% \times \text{在職年数}$

倍額拠出した場合には、給付額も2倍となる。

ただし歳費の90%（在職40年に相当する。）を上限とする。

3人以上の子を育てた場合は、子ども加算がある（ただし歳費額を超えない。）

< 受給要件 > 60歳以上かつ退職すること。

（3）退職年金の給付の状況

< 財政 > 下院については、1994年の議院規則の改正以降、公会計検査特別委員会が毎年、下院の決算に関する審査報告書を提出している。

2002年度の決算審査報告書¹⁵によれば、「元下院議員年金金庫」において、本人分の拠出総額は697万ユーロ、下院の拠出総額は1,394万ユーロであるのに対し、老齢年金給付（子ども加算分を含む。）は5,733万ユーロに達している。その他の給付を含め支出総額5,781万ユーロに対する不足額3,689万ユーロは、全額、下院が負担している。

「元上院議員退職独立金庫」の財政は不詳であるが、投資収入があり¹⁶、不足額を毎年、国庫補助で補填している「元下院議員年金金庫」とは運営方式が異なる。

< 平均受給額¹⁷ > 2004年1月現在の情報によれば、上院議員の退職年金の平均受給額は37,026.12ユーロ、下院議員の退職年金の平均受給額は26,304ユーロとなっている。

4 . ドイツ

（1）年金制度の体系

ドイツでは、職業活動部門別の年金制度が分立している。すなわち、年金制度としては、「労働者年金保険」「職員年金保険」「鉱山従業者年金保険」「農業者老齢扶助」がある。これらは、保険料の拠出を伴う年金制度であるが、この他に、公務部門の官吏(Beamte)には拠出を伴わない恩給制度がある。

（2）連邦議会議員の退職年金制度

退職した連邦議会議員には、国庫から「老齢補償給付」が支給される。議員のための退職年金制度としては、1968年歳費法によって、拠出を伴う老齢・遺族年金制度が創設されたが、1977年議員法によって、現在の全額国庫負担の制度に改められた¹⁸。

なお、前述したとおり、上院に相当する連邦参議院の議員には固有の年金制度はない。

< 拠出 > 本人及び雇用主である連邦議会からの拠出はなく、全額国庫負担である。

¹⁵ *Rapport sur les Comptes de l'Assemblée nationale de l'exercice 2002*, Assemblée nationale, XIIe Législature, Décembre 2003(Les Documents d'Information de l'Assemblée nationale N°1264, DIAN 84/2003).

¹⁶ 前掲注(13), p.90.

¹⁷ "Situation matérielle des députés – L'indemnité parlementaire – Document mis en à jour en janvier 2004" <<http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/indemnite.asp>>(last access 2004.03.16); "Situation matérielle des sénateurs, Document actualisé en janvier 2004" <<http://www.senat.fr/role/statut.html>>(last access 2004.03.16)による。

¹⁸ Werner Braun/Monika Jantsch/Elisabeth Klante, *Abgeordnetengesetz des Bundes-unter Einschluß des Europaabgeordnetengesetzes und der Abgeordnetengesetze der Länder: Kommentar*, 2002, p.209による。

< 給付 > $\text{退職給付} = \text{歳費} \times 3\% \times \text{在職年数}$

ただし歳費の 69% (在職 23 年に相当) を上限とする。

< 受給要件 > 在職年数 8 年以上で 65 歳以上で退職すること。

在職年数が 1 年増えるごとに、支給開始年齢は 1 歳引き下げられる。

ただし、最低支給開始年齢は 55 歳 (在職年数 18 年以上の場合) とされる。

(3) 退職年金の給付の状況

< 財政 > 2003 年度予算¹⁹には、連邦議会議員に対する老齢補償給付 (ただし遺族給付を含む。) の費用として 2,677 万ユーロが計上されている。

< 受給額と受給者数 > 老齢補償給付を受給している元議員の人数は不明である。よって平均受給額も算定できない。

【参考文献】

・渡部記安「国会議員年金制度の世界的動向」『季刊労働法』201 号、2001 年、pp.39-71.

・渡部記安「第 2 章 米国連邦議会 (中央議会) 議員年金制度の動向：年金制度の本質に関する世界的潮流」『21 世紀の公私年金政策 米国とスウェーデンの最新動向』ひつじ書房、2003 年、pp.69-109.

(上記論文に加筆修正したもの)

・アメリカについては、米国議会調査局の社会政策の専門家である Patrick J. Purcell 氏による CRS レポートが最も参考になる。同氏から提供された各種レポート及び著者の質問に対する懇切丁寧な回答には大いに助けられた。ご協力に感謝したい。

¹⁹ *Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2003.*

付表 アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・日本の国会議員退職年金制度

*本文でも述べたとおり、アメリカ、イギリス及び日本では、国会議員にも国民一般を対象とする制度が適用されるが、この表は議員のための特別制度についてのみまとめたものである。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
制度の名称	<連邦公務員対象> 「公務員退職制度(CSRS)」(~1983年)又は 「連邦職員退職制度(FERS)」(1984年~)	<下院議員対象> 「英国議会拠出年金基金」	<上院議員対象> 「元上院議員退職独立金庫」 <下院議員対象> 「元下院議員年金金庫」	<連邦議会議員対象> 「老齢補償給付」	<国会議員対象> 「国会議員互助年金制度」
財源	CSRS 本人の拠出金：歳費の8% 議会の拠出金：歳費の8% 国庫負担：歳費総額の8.4%を一般財源より支出。 FERS 本人の拠出金：歳費の1.3% 議会の拠出金：歳費の約15.8%	本人の拠出金：歳費の9% (2002年7月より前の加入者は6%の拠出も選択可。) 国の拠出金：歳費の7.5%	本人の拠出金： <上院>歳費の6% <下院>歳費の7.85% 1~15年目は倍額拠出可能。 議会の拠出金：本人拠出金の2倍 国庫負担： <下院>不足財源を補填。	本人の拠出金：なし。 国庫負担：全額を負担。	本人の拠出金：歳費月額 ^ア の10%+期末手当の0.5% *歳費月額=当分の間103万円 国庫負担：不足財源を補填。
退職年金(満額)の受給要件	CSRS ・在職5年*かつ62歳以上 ・在職10年かつ60歳以上 FERS ・在職5年*かつ62歳以上 ・在職20年かつ50歳以上 ・在職25年以上 (*連邦公務員の在職期間の算入可。)	・65歳以上 ・在職16年かつ64歳以上 ・在職17年かつ63歳以上 ・在職18年かつ62歳以上 ・在職19年かつ61歳以上 ・在職20年かつ60歳以上	<上院>53歳以上 <下院>60歳以上	在職8年かつ65歳以上 (在職が1年増えるごとに支給開始年齢を1歳引下げ。ただし最低支給開始年齢は満55歳で、この場合、在職18年が必要となる。)	在職10年かつ65歳以上 (支給開始年齢については経過措置あり。)
退職年金の給付額の算定式	CSRS 基準歳費* × 2.5% × 在職年数 FERS 在職1~20年目について： 基準歳費* × 1.7% × 在職年数 在職21年目~について： 基準歳費* × 1% × (在職年数 - 20) *基準歳費=連続する最高歳費3年分の平均。2002年から2004年の平均とすると154,267ドル。	基準歳費* × 2.5% × 在職年数 *基準歳費=最終12ヶ月分(6%の拠出を選択した場合は乗率は2.5%でなく2%となる。)	歳費 × 2.25% × 在職年数	歳費 × 3% × 在職年数	在職1~10年目について： 基準歳費* × 5/150 × 在職年数 在職11年目~について： 基準歳費* × 1/150 × (在職年数 - 10) *基準歳費=退職時歳費年額。当分の間1,236万円
退職年金の給付実績	(2002年10月現在) 受給者数、平均給付額 CSRS ：340人、55,788ドル(591万円) FERS ：71人、41,856ドル(444万円)	(2002年度) 受給者数 493人 平均給付額 13,917ポンド(269万円)	(2003年現在) 平均給付額 <上院>37,026.12ユーロ(496万円) <下院>26,304ユーロ(352万円)	(2003年度予算ベース) 給付総額(ただし遺族給付を含む。) 26,770,000ユーロ (35億8,718万円)	(2003年度予算ベース) 受給者数 450人 平均給付額 約432万円
在職10年の給付額	FERS ：年26,225ドル (278万円)	年14,090ポンド(272万円)	年18,187ユーロ (244万円)	年25,232ユーロ (338万円)	年412万円
在職20年の給付額	FERS ：年52,451ドル (556万円)	年28,179ポンド(544万円)	年36,373ユーロ (487万円)	年50,465ユーロ (676万円)	年494万円
(参考) 現行歳費	158,100ドル(2004年) (1,676万円)	56,358ポンド(2003年4月~) (1,088万円)	80,829ユーロ(2004年) (1,083万円)	84,108ユーロ(2003年) (1,127万円)	約2,059万円(2003年度) (ただし期末手当を含む。)

(注) 換算率は、2004年3月分報告省令レートに基づき、1ドル=106円、1ポンド=193円、1ユーロ=134円。

(出典) 著者作成。